２　前項の規定の適用を受ける居住者のその年分の同項に規定する雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、償却費及び法第五十一条第四項（資産損失の必要経費算入）の規定の適用を受けるものを除き、その年において当該業務に係る雑所得の総収入金額を得るために直接支出した費用の額及びその年において当該業務について支出した費用の額とする。

３　前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける居住者がその適用を受けないこととなる場合における雑所得に係る総収入金額及び必要経費の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百九十七条第一項中「前条第一項」を「第百九十六条第一項（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「第百九十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前条第一項の選択をする居住者は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書を提出する場合には、当該申告書にその適用を受ける旨の記載をしなければならない。

第二百六条第一項第一号及び第二号中「損壊し」を「損壊し」に改め、同条第三項を次のように改める。

３　法第七十二条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する資産について受けた損失の金額は、当該損失を生じた時の直前におけるその資産の価額（その資産が次の各号に掲げる資産である場合には、当該価額又は当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額）を基礎として計算するものとする。

一　法第三十八条第二項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）に規定する資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。）　当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額

イ　昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた資産　法第六十一条第三項（昭和二十七年十二月三十一日以前に取得した資産の取得費等）の規定

ロ　法第六十条第一項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつている建物　同条第二項の規定

ハ　法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する居住者がその後において取得した当該配偶者居住権の目的となつていた建物　第百六十九条の二第七項（贈与等により取得した資産の取得費等）の規定

二　法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権　当該損失の生じた日に当該配偶者居住権の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該配偶者居住権の取得費とされる金額に相当する金額

三　法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利　当該損失の生じた日に当該権利の消滅があつたものとみなして同条第三項の規定を適用した場合に当該権利の取得費とされる金額に相当する金額

第二百二十二条の二第三項第二号中「法第九十五条第四項第一号」を「国外事業所等（法第九十五条第四項第一号」に、「から同号」を「をいう。以下この号及び第四号において同じ。）から事業場等（同項第一号」に、「事業場等」を「事業場等をいう。第四号において同じ。）」に改め、同項第三号中「外国所得税の額」の下に「その他の他の者の所得の金額に相当する金額に対し、これを居住者（当該居住者と当該他の者との間に当該居住者が当該他の者（法人に限る。）の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める関係がある場合における当該居住者に限る。）の所得の金額とみなして課される外国所得税の額」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　居住者の国外事業所等の所在する国又は地域（以下この号において「国外事業所等所在地国」という。）において課される外国所得税（当該国外事業所等所在地国において当該居住者の国外事業所等（当該国外事業所等所在地国に所在するものに限る。以下この号において同じ。）を通じて行う事業から生ずる所得に対して課される他の外国所得税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に、当該居住者と他の者との間に親族関係、当該居住者が当該他の者の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める関係がある場合における当該他の者（当該国外事業所等所在地国に住所若しくは居所、本店若しくは主たる事務所その他これらに類するもの又は当該国外事業所等所在地国の国籍その他これに類するものを有するものを除く。）及び当該居住者の事業場等（当該国外事業所等所在地国に所在するものを除く。）（以下この号において「関連者等」という。）への支払に係る金額並びに当該居住者の国外事業所等が当該居住者の関連者等から取得した資産に係る償却費の額のうち当該他の外国所得税の課税標準となる所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を加算することその他これらの金額に関する調整を加えて計算される所得の金額につき課されるものに限る。）の額（当該他の外国所得税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に係る部分を除く。）

第二百二十五条の十六第二項第一号ハ中「レまで」を「ソまで」に、「同号ヲ」を「同号ワ」に改める。

第二百六十二条第三項中「、当該」を「又は当該」に改め、「若しくは当該記載がされる控除対象扶養親族（以下この項において「国外居住扶養親族」という。）」を削り、同項ただし書中「金額」を「金額若しくは」に改め、「若しくは当該国外居住扶養親族に係る扶養控除の額に相当する金額」を削り、「、国外居住配偶者若しくは国外居住扶養親族」を「若しくは国外居住配偶者」に改め、同項第一号ハを削り、同項第二号中「、国外居住配偶者又は国外居住扶養親族」を「又は国外居住配偶者」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第百二十条第三項第三号」を「第百二十条第三項第四号」に改め、「（定義）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　法第百二十条第三項第三号（法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされる控除対象扶養親族（以下この項において「国外居住扶養親族」という。）の各人別に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第百九十条第二号の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された扶養控除の額に相当する金額に係る当該国外居住扶養親族の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は当該給与等の金額から控除された当該扶養控除の額に相当する金額に係る国外居住扶養親族以外の者の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類のうち、法第百九十四条第四項、第百九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した第一号イ、第二号イ若しくはハ若しくは第三号イに掲げる書類については、この限りでない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる書類

イ　当該国外居住扶養親族が当該居住者の配偶者以外の親族に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの

ロ　当該国外居住扶養親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの

二　当該国外居住扶養親族が法第二条第一項第三十四号の二ロ(1)（定義）に掲げる者に該当するものとして扶養控除に関する事項を記載する場合　次に掲げる書類

イ　前号イに掲げる書類

ロ　前号ロに掲げる書類

ハ　当該国外居住扶養親族が法第二条第一項第三十四号の二ロ(1)に掲げる者に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの